

復興大臣

高木 毅 様

要 望 書

福島県いわき市長

清水 敏男

【要望項目】

- 1 被災自治体に対する財政支援について
 - (1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について P 1
 - (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助制度の
継続等について P 2
 - (3) 被災児童生徒支援事業の継続について P 3
 - (4) 庁舎の耐震化対策及び防災拠点としての機能維持確保対策を
進めるための財政措置について P 4

- 2 避難者の長期受入れに係る国の方針について P 5

- 3 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について P 6

- 4 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について
 - (1) 除染対策について P 8
 - (2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の
促進について P 10
 - (3) 道路側溝汚泥等の処理及び放射能に汚染された土壌等の
再利用・減容化について P 11

- 5 風評の払拭について P 13

- 6 産業復興を支える港湾機能の高度化について
 - (1) 港湾機能の高度化について P 15
 - (2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の
早期整備等について P 16

7 再生可能エネルギー等を核とした経済・雇用対策について

- (1) 本県沖における浮体式洋上風力発電の推進について P17
- (2) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について . . P17
- (3) 火力発電所高度化の国際拠点
(クリーンコール技術研修・研究センター)の設置について P18
- (4) 雇用対策の拡充について P18

8 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

- (1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）
構想の早期実現について P19
- (2) いわき四倉中核工業団地第2期造成に対する支援について . . . P20
- (3) 復興特区制度の期限延長について P21

9 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

- (1) 常磐自動車道暫定2車線区画の安全対策強化及び4車線化の
早期整備について P22
- (2) 一般国道6号・49号の整備促進について P22
- (3) 主要地方道いわき石川線の抜本的改良について P23
- (4) JR常磐線全線の早期復旧及び特急列車の品川駅乗り入れ本数の
維持・拡大、スピードアップ化について P24

10 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について P25

1 被災自治体に対する財政支援について

(1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について

本市においては、復旧・復興を最優先課題として取り組んでいるところではありますが、さらに迅速かつ円滑に復興事業を進めていくためには、被災地の財政需要の変化を的確にとらえ、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図るとともに、交付金制度等の運用にあたっては、被災地が実情を勘案し、必要と考える事業については、柔軟に対応することが必要不可欠でありますことから、以下のことについて要望いたします。

- ① 自治体の東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に最後まで対応するとともに、東日本大震災復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興枠）や震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成28年度以降の復興・創生期間においても自治体の復旧・復興が確実に果たされるまで継続すること。
- ② 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金などについては、被災地が実情を勘案し必要と考える事業については、可能な限り支援をいただけるようにするなど弾力的な運用を図ること。
- ③ 避難住民受入れに伴う財政需要に対して、今後も確実に対応するとともに、今後の取扱いの方針についても可能な限り早期に示すこと。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助制度の継続等について

国が創設した「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、本市への工場等の新・増設を促進し、新分野進出や研究開発など地域の企業の高度化に大きなインセンティブを与えるとともに、復興事業の本格化等を背景とした資材高騰に伴う、企業の設備投資の負担軽減にもつながるなど、地域の産業復興に対する効果が極めて高いと考えております。

一方、国における当該補助制度に係る予算措置が平成27年度までとなっていることや、資材高騰・人材不足などを背景として、当市における補助金採択企業のうち、事業に着手している企業が約3割に留まっている状況であるなど、平成30年3月末の補助事業の終了までに、支援策を十分に活用しきれない懸念も生じているところであります。

また、双葉郡から多くの避難者や工場等を受け入れている本市が、市内への企業立地を促進するとともに、双葉郡の復興・住民帰還が促進され、真の復興を成し遂げるためには、本市を含む浜通り地方において、当該補助制度の継続が必要不可欠な状況となっております。

これらの状況を踏まえ、当該制度については、平成28年度以降も制度を継続し、事業実施期間の延長を図るとともに、十分な予算を確保することを要望いたします。

なお、原子力被災者の「働く場」の確保や、今後の自立・帰還支援を加速するため、国の平成28年度予算概算要求に位置づけられた「自立・帰還支援企業立地補助金」についても、双葉郡から避難されている方々より、事業再開や生活再建の地として本市を希望する声が多く聞かれることや、従来から、双葉郡と本市は、通勤・通学、医療など幅広い面で一体的な生活圈・経済圏を形成していたことなどを踏まえ、本市も対象地域に含める形で制度構築して下さるよう要望いたします。

(3) 被災児童生徒支援事業の継続について

東日本大震災により被災し、経済的理由等によって就学困難となった児童生徒に対する支援については、国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を受け、福島県が新設した「被災児童生徒等就学支援事業補助金」（補助率10／10）により対応しているところでありますが、平成27年度については国によりこれまで複数年度分の所要額を措置してきた従来の基金方式が見直され、単年度交付金の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となったため、平成27年度からは従来の同補助金が単年度の補助事業として実施されております。

本市における平成26年度の当該事業における認定児童生徒数は1,312人であり、原子力発電所災害による避難者を除いた996人が本市に住民票を有する児童生徒であり、当該交付金を活用し、安定した就学援助を受けているところであります。

また、津波被害を受けた地域では、平成26年度から土地区画整理事業が本格化し、当該区域内にある小中学校に在籍する児童生徒が通学路として利用している道路は、大型工事車両等が頻繁に往来している状況にあり、当該区域内にある小中学校への徒歩による通学は極めて危険であることから、本市では安全確保のために、スクールバスの運行の他、路線バスによる通学が可能な全ての児童生徒に対して、通学支援として路線バスにかかる定期券代金の全額補助を実施し、バス通学を推奨している状況であり、平成31年度末までは同様の状況が継続することが見込まれるところであります。

したがって、今後も、現在と変わらず安定した就学援助を受けられるよう被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を継続することを強く要望いたします。

(4) 庁舎の耐震化対策及び防災拠点としての機能維持確保対策を進めるための財政措置について

緊急防災・減災事業債については、事業期間が平成28年度まで延長されたことにより、当該制度を活用し、本市支所庁舎の耐震改修事業を進めているところでありますが、本市災害対策本部を設置する本庁舎については、耐震改修の基本的な考え方や、防災拠点としての機能の維持確保対策など、設計と条件の整理に時間を要した結果、平成27年度から基本設計、平成28年度に実施設計、平成29年度に耐震改修工事に着手することとしております。

また、洪水ハザードマップにおいて浸水区域に位置する本庁舎について、地下の主要設備や非常用電源設備の浸水対策の実施を併せて検討しています。

防災拠点の耐震化及び機能維持確保対策は防災対策上の重要な課題であると認識しておりますが、東日本大震災の被災地である本市においては、被災された市民の皆様の早期生活再建を最優先とし、復旧・復興事業を進めてきたところであり、公用施設の耐震改修については、未だ追いつかず、来年度以降も継続して実施していく必要があります。

つきましては、こうした被災地の状況に御配慮いただき、平成28年度における確実な財源措置をお願いするとともに、防災・減災対策を着実に進めていくために、平成29年度以降の緊急防災・減災事業債の継続及び耐震改修と併せて実施する防災拠点としての機能維持強化に対する制度の拡大等を要望いたします。

2 避難者の長期受入れに係る国の方針について

本市は、被災地でありながら、双葉郡などから約2万4千人の避難者を受け入れ、ごみ処理や上下水道、道路や公園などのほか、医療・福祉、教育の分野においても市民同様の行政サービスを提供するなど、避難者の暮らし全般を支え、可能な限りの支援をしているところであります。

このような中、国においては、いわゆる「町外コミュニティ」を含む、長期避難者等の受入れに向けた制度設計につきましては、「コミュニティ復活交付金」の創設や避難者受入れ経費の財政措置の見直し、県の復興公営住宅の整備など講じていただきました。

一方、住民票の扱いについては、国において、避難者の現状が『「やむを得ず避難先で生活を送るしかない」という状況であり、かつ「主観的な居住の意思が避難元市町村にある」という状況である』ことから、避難元市町村に置いたままで差し支えないとの見解が示されております。

しかしながら、震災から4年8ヶ月が経過する中、様々な状況の変化が見られ、更には、現在国勢調査も実施されていることから、避難指示解除後の避難者への支援や、住民票の扱いなどについて、見直すべき時期にきているものと考えられます。

については、国の方針を示していただくよう要望いたします。

3 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み 及び確実な安全対策について

本市においては、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束と、福島第一原発のみならず県内すべての原発の廃炉について、これまで再三にわたり、強く求めてきたところであります。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、原子力政策を推進してきた国及び事故の原因者である東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じるよう強く求めて参りました。

しかし、本年2月に発覚した汚染雨水の外洋流出という、市民に大きな不安を与える問題が発生したこと、また、流出が表面化する1年前に国の原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会で事象の説明がされていたにもかかわらず、情報が速やかに公開されなかったことは極めて遺憾であり、このような汚染水等の漏えいに係るトラブルは、これまで市が復興に向けて、多くの市民の皆様とともに風評の払拭などに取り組み、積み上げてきたものを台無しにしかねないばかりか、市外で生活されている市民の帰還にも大きな影響を及ぼすことから、強い憤りと危機感を抱いております。

このような中、廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取り組みであり、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力㈱に対し、県内すべての原子力発電所の廃炉方針の決定と併せて、福島第一原発における汚染水等対策の早期実施、確実な安全対策、現場作業員の適正な労働環境の確保について、強く申し入れております。

国においては、昨年8月18日には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を発足させ、原子炉格納容器を模した実寸大模型での実証実験を通じて、損傷部分の特定や補修技術を確立し、廃炉作業を前進させるための櫛葉遠隔技術開発センターが本年10月から一部運用を開始されるなど、国が前面に立つ姿勢を改めて示されたところでありますが、これらの対策を盤石なものとするためには、責任主体である国が前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すことが必要不可欠であると考えております。

これらのことから、事故収束及び廃炉は国の責務であることを改めて強く認識され、主体的に、全力を挙げて取り組まれるよう、以下のことについて要望いたします。

- ① 「福島第一原子力発電所 1 ～ 4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制での着実な取り組み
- ② 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進及び廃炉が決定した福島第一原子力発電所 5 ・ 6 号機の確実な安全対策
- ③ 安全かつ着実な廃炉に向けた、国の責任による盤石な体制の構築と東京電力(株)に対する監視体制の強化
- ④ 福島第一原子力発電所に係る汚染水等対策の実施及び地下水の海洋排出に伴うモニタリング体制の厳格化
- ⑤ 着実な廃炉作業の推進に向けた、作業員の安全確保及び適切な労働環境の整備
- ⑥ 広域避難における避難先都道府県及び市町村間の調整や、高速道路パーキングエリア等を活用したスクリーニング実施における関係省庁の連携など、避難計画策定にかかる国の積極的な関与

4 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について

(1) 除染対策について

現在、本市では除染実施計画に基づき除染を進めておりますが、東日本大震災から5年目となる中、放射能に対する不安から、約1,300人がいまだ市外に避難しており、除染の推進による放射線量の低減及び仮置場の解消がこれら市民の帰還に向けた大きな課題となっております。

除染の推進にあたっては、仮置場の確保に向けて、これまで地区毎に行政区長とのつながりを深めながら、地道に粘り強く、候補地の地権者や近隣住民と交渉を継続しておりますが、中間貯蔵施設への除去土壌等の受け入れについては、平成27年3月から一部開始されたものの、本格輸送の工程等は明確に示されておらず、仮置場に長期保管されかねないという懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要し、除染の推進に必要な仮置場の確保には至っておりません。

また、中間貯蔵施設予定地においても、地権者との交渉が難航し、整備が完了したのは予定地の一部にとどまり、市町村の仮置場からの除去土壌等の本格輸送には至っていない状況にあります。

こうしたことから、除染にかかる除去土壌等については、各自治体において分級・減容化を図り、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入量を減らすことにより、中間貯蔵施設の整備面積を最小化し、中間貯蔵施設を早期に整備する必要があると考えます。

一方、自治体においても、中間貯蔵施設の整備による本格輸送時期が明確化されることにより、仮置場の確保にかかる住民の理解が得られ、除染が加速化されるほか、仮置場の解消や保管する除去土壌等を減らすことにつながると考えられることから、除去土壌等の汚染土壌の分級・減容化を検討することを要望いたします。

このほか、エリアの平均が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未満の除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポット除染により生じた土壌等は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌等には該当せず、国からも処分方法等がいまだに示されていないことから、現状では現場保管

とならざるを得ない状況にあります。

また、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であります。

さらに、9月18日、東京電力㈱が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11から平成24年9月30日までと限定されており、それ以降については、賠償の対象期間となっておりません。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期建設、輸送方法を含めた除去土壌等受け入れ体制の構築及び仮置場設置に係る国の積極的な対応
- ② 自治体における除去土壌等をはじめとする汚染土壌等の分級・減容化の実施検討
- ③ 除染実施区域外において、平成24年度以降に実施したホットスポットの除染により発生した土壌の国の責任による処理の明確化
- ④ 市町村業務負担の軽減（除染技術の提供や職員派遣など）
- ⑤ ゴルフ場等の大規模事業所に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施
- ⑥ 個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償にかかる中間指針への追補

(2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の 促進について

放射性物質汚染対処特別措置法では、8,000Bq/kgを超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされておりますが、未だ指定廃棄物の具体的な処理については示されておられません。

また、同法では、8,000Bq/kg以下の廃棄物については自治体等が処理することとなりますが、民間の埋立処分事業者や埋立処分場周辺住民の放射性物質に対する不安が根強く、処理ができない状況となっております。

このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設及び下水道汚泥焼却処理施設から発生する飛灰は、施設内において一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがありますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 8,000Bq/kgを超え100,000 Bq/kg以下の飛灰については、国の処分計画により既存管理型処分場で埋立処理することとされているので、早急に開始できる体制を構築すること。
- ② 自治体等で処理することとされている8,000 Bq/kg以下の飛灰についても、住民の不安が根強いことから、国の責任において確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

(3) 道路側溝汚泥等の処理及び放射能に汚染された土壌等の再利用・減容化について

本市では、東京電力(株)福島第一原発事故以前は、住宅周辺の道路側溝の汚泥等の土砂上げを、市民の自発的美化活動(市民総ぐるみ運動)において、定期的に行っておりましたが、原発事故以降、少なからず事故由来の放射性物質に汚染されているという不安を抱く市民が多く、事故から5年目となる現在でも、未だ再開できず、抜本的な解決策を見出すことができない状況にあります。

このような中、道路側溝は生活に密着した施設であることから、市民からは道路側溝の排水不良に起因する二次災害の発生や悪臭・害虫による衛生悪化を懸念する声が多く発せられ、国や自治体への不信・不満はピークに達しております。

また、本市では、放射能に対する不安から、約1,300人がいまだ市外に避難しておりますが、帰還に向けた取組みについては、こうした生活に密着する道路側溝等の放射能に対する不安解消が不可欠となっております。

本市は比較的空間線量の低い地域も多く、そもそも「特措法」に基づく道路側溝の除染すらできない区域(除染実施区域外)が市内に約36パーセント散在し、かつ除染ができるとされる区域(除染実施区域)であっても、除染の目安となる $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上となる除染対象箇所は、全体の一部分に限られ、全市的に除染事業による側溝汚泥等の撤去(土砂上げ)ができないことが大きな問題となっております。

一方、環境省では、除染も出来ず、放射能濃度が $8,000\text{ Bq/kg}$ 以下の側溝汚泥等については、各自治体が埋め立てなど自主処分すべきものとしていますが、現実的には、事故由来の放射性物質を含有する汚泥等を処分場に搬入することに対する周辺住民の理解を得ることは困難であり、自主処分などは不可能な状況であります。

側溝汚泥等をはじめ除染にかかる除去土壌等については、事故由来の放射性物質に汚染されたことに鑑み、また、本市にとって、原発事故からの復興

へ向けた大きな一歩となることから、次のとおり国に対して強く要望いたします。

- ① 道路側溝に堆積する側溝汚泥等について1回のみの土砂上げにかかる費用について、財政措置を講ずること。
- ② その上で、中間貯蔵施設への搬入量を減らすため、汚染土壌等の分離・分級を推進し、「汚染の低い土壌」については、国が再利用にかかる基準を示しながら、国の責任において再利用を図ること。
- ③ 残りの減容化された「汚染の高い土壌」については、すべて中間貯蔵施設に搬入すること。

5 風評の払拭について

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害は、今もなお本市に深刻な影響を及ぼしております。

本市におきましては、震災直後より、一貫して風評対策に取り組んできたところであり、平成24年10月1日には、本市農林水産業、観光業の風評払拭に向けた取組みを更に強化するため、情報発信強化プロジェクトチーム「見せます！いわき情報局 見せる課」を設置するなど、風評対策とPR活動を展開しているところであります。

こうした取組みを通じ、農林業では、一部品目を中心に回復基調にあるとともに、観光業につきましても、観光交流人口が震災前の7割程度まで回復するなど、復興に向けた兆しが見られつつあるものの、総体的には、未だ厳しい状況が続いております。

具体的に申しますと、農林業におきましては、未だ、福島県産への懸念は払拭されておらず、風評の払拭・発生抑制には、継続的な取組みが不可欠な状況にあります。

加えて、今後、避難指示等の再編が進む双葉郡の各町村からの農産物の出荷が予想され、また、JAの広域合併により、これら町村で生産された農作物が本市地域を所管する同一のJAを通して取り扱われることから、本市産農作物のモニタリングとその結果の公表は、引き続き重要であると考えております。

よって、国等において主体的・積極的なPRを展開していただくとともに、市や市内関係機関・団体が独自に行うモニタリングやPR活動に対する支援策を講じられるよう要望いたします。

次に、本市の沿岸漁業におきましては、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、平成25年10月18日から魚種と海域を限定した試験操業が開始されたものの、いまだに操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、本市水産業の早期復興に向け、モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実

施していただくほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう、継続的な支援措置、さらには、イノベーション・コースト構想における県水産試験場の機能強化と調査、研究、実証による安全・安心の担保について特段のご配慮をお願いいたします。

また、観光分野におきましても、観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリー層の獲得のため、本地域を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、効果的な誘客促進策を講じられるよう併せて要望いたします。

さらに、観光交流人口の回復には、本市の安全性や復興に向かう姿を多くの皆さんに知っていただくことが重要であることから、市内で開催されているイベント等の情報発信について、力強いご支援をお願いいたします。

6 産業復興を支える港湾機能の高度化について

(1) 港湾機能の高度化について

南東北の産業経済を支える重要港湾小名浜港は、港と市街地が一体となった再開発事業など、新たな復興の取組みも進められており、今後、物流機能をはじめ、新たな産業集積や観光交流などの機能を強化することにより、地方創生やイノベーション・コースト構想の推進に大きな役割を果たすとともに、2020年に開催される東京オリンピックなどの様々な機会に『日本の復興』を広く世界に発信するシンボルとしての役割も期待されております。

つきましては、『復興の力がみなぎる小名浜港』の整備に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 国際バルク戦略港湾政策の実現に向けた取組みの促進と所定予算の確保
 - ア 東港地区の国際物流ターミナルにおける大水深耐震強化岸壁等の早期整備
 - イ 特定貨物輸入拠点港湾（石炭）の指定に伴う安定的かつ効率的な海上輸送網の形成
 - ウ 既存施設の再整備等による小名浜港全体の機能高度化（荷役施設の老朽化対策、静穏度確保や客船誘致につながる防波堤、航路の整備など）
- ② 地域との共生や交流人口拡大につながる東港地区の整備及びみなとオアシス空間に対する支援（安全面・環境面に配慮した津波避難タワー、東港地区への市民の立ち入り、橋梁のライトアップなど）
- ③ エネルギー産業の集積につながる港湾機能の充実（用地確保や設備強化など）及び港湾計画の見直しへの反映

(2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の早期整備等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む新たな交流拠点の整備が予定されており、既設の環境水族館「アクアマリンふくしま」などの観光交流施設とあいまって、さらなる集客が見込まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺へアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する道路整備が望まれております。

つきましては、小名浜港周辺地区の観光交流人口の増大、重要港湾小名浜港を拠点とした広域的な物流機能の強化、さらには、本市の復興はもとより、避難解除区域等の復興再生を支援する道路として、平成24年3月に、国が策定した福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画に位置付けた重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の早期整備並びに一般国道399号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線の整備促進について強く要望いたします。

7 再生可能エネルギー等を核とした経済・雇用対策について

(1) 本県沖における浮体式洋上風力発電の推進について

本県沖において進められている国の浮体式洋上風力発電につきまして、事業化の実現及び関連産業の本市への集積が図られるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 「浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業」の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電の研究、試験を行う拠点施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の利活用及び機能強化
- ⑤ 事業化を見据えた海域利用に係るコンセンサスの形成及び漁業者との共存に向けた取組みへの支援

(2) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー分野に関わる産業は、今後も成長が期待できる産業であり、自動車産業と同様に裾野の広い産業と言われております。

また、バッテリーは、電力を効率的、安定的に供給するために極めて重要なものであり、国の「日本再興戦略」においても技術開発や普及拡大が掲げられ、関連産業は今後の市場拡大が見込まれる成長分野であると考えております。

このため、太陽光発電や風力発電、蓄電池関連産業など、本市の企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の振興に向け、特段のご配慮をお願いします。

(3) 火力発電所高度化の国際拠点（クリーンコール技術研修・研究センター）の設置について

本市等で進められている東京電力㈱の石炭火力発電所プロジェクトは、世界最新鋭の高効率石炭火力発電所（IGCC）を設置する実証プロジェクトであり、海外プロジェクトの展開を見据え、発電所周辺地域を火力発電所高度化の国際拠点にしていくことを目指しています。

現在、本市におきましては、常磐共同火力株式会社勿来発電所において、日本初のIGCC商用機が運転されており、世界最長連続運転記録を更新するなど、IGCC関連の多くの実績を有しています。

つきましては、国際拠点の実現に向けて東京電力㈱が計画している、運転保守等の先端技術ノウハウ習得やさらなる技術高度化を目的とするクリーンコール技術研修・研究センターを本市に設置していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

(4) 雇用対策の拡充について

本市の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍を超える状況が続くなど、回復基調にあります。が、人手不足の状況にある職種があるほか、今後については、労働力人口の減少が進むことが見込まれる中、震災からの復興・発展のためには、人手の確保が喫緊の課題となっていることから、次の項目について要望いたします。

- ① 人手不足の解消に向けた、各種施策の拡充
- ② 各地域で実施されるU I Jターンや、地元定着に向けた取り組みへの積極的な関与又は財政的支援の実施

8 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

(1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の早期実現について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するものであり、6月30日には、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に地域経済の将来ビジョンとして位置づけられたところであります。

当該構想の具現化は、原子力災害で被災した地域の復興・再生のエンジンとなることから、地域産業への波及と実効性が担保されるよう、以下の項目について強く要望いたします。

- ① 国が主導となって、具体的な制度・事業・推進体制を早期に構築すること
- ② 中・長期的な財源確保を図ること

(2) いわき四倉中核工業団地第2期造成に対する支援について

現在、浜通りの復興に向け、国や県、市町村が一体となった取組みを推進しておりますが、原子力被災者の「働く場」の確保や、今後の自立・帰還支援を加速し、双葉郡の復興・住民帰還を促進することで、真の復興を着実に成し遂げるためには、本市を含む浜通り地方において、県外から立地する企業や、避難されていた企業が帰還するための工業団地といった基盤の整備が必要不可欠となっております。

こうした状況の中、いわき四倉中核工業団地につきましては、福島県が、浜通り南部の工業用地の不足を解消するとともに、双葉郡の復興・住民帰還を促進し、雇用創出を図る観点から、平成30年春の完成を目指し、平成27年度より、第2期区域の造成に着手したところでありますが、双葉郡から多くの避難者や工場等を受入れている本市といたしましても、避難されている方々より、事業再開や生活再建の地として本市を希望する声が多く聞かれることや、従来から、双葉郡と本市は、通勤・通学、医療など幅広い面で一体的な生活圏・経済圏を形成していたことなどを踏まえ、浜通りの復興を加速させる観点から、当該団地の関連公共施設の整備を担うなど、県と連携して取り組んで参りたいと考えております。

国におかれましては、本工業団地の整備が着実に進展し、分譲が開始されることにより、浜通りの復興が着実に進展し、加速されるよう、関連公共施設の整備に対し、十分な財政支援を措置してくださるよう要望いたします。

(3) 復興特区制度の期限延長について

当該制度は、国が6月24日に公表した「平成28年度以降の復旧・復興事業について」においては「引き続き、復興特区制度の活用が見込まれる。被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。」とされておりますが、こういった特例が、どの程度期間延長されるのか明確に示されておられません。

特に、税制特例につきましては、平成28年3月までの事業用資産の取得等が適用のための要件とされておりますが、本市においては、双葉郡等からの約2万4千人の避難者が、長期間帰還が望めない状況から市内で持家を取得する動きを加速し、住宅需要が非常に高まったことに起因する資材高騰・人材不足などの影響により、企業が税制特例制度を十分に活用しきれない懸念が生じております。

また、金融特例につきましても、本市においては、中核的産業を担う企業が、復興推進計画に基づく製造設備等の増強に向けた事業を展開することにより、産業の集積や雇用機会の創出等につながりつつありますが、本市の復興はまだ道半ばであり、今後、復興を一層推進するためには同制度の継続が必要であります。

つきましては、復興特区制度、特に税制特例及び金融特例の期間延長、並びに税制特例における復興産業集積区及び対象業種の拡充を、域内の産業動向に応じて柔軟に認めることを要望いたします。

9 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

(1) 常磐自動車道暫定2車線区間の安全対策強化及び4車線化の早期整備について

常磐自動車道は、本年3月の全線開通に伴い、首都圏と仙台方面からの利用や、廃炉作業の本格化による輸送車両の往来に加え、除染土等の輸送により、今後、交通渋滞や交通環境の悪化など様々な影響が懸念されておりますが、現在供用している暫定2車線区間においては、交通事故が発生し、全面通行止めが多発している状況にありますので、暫定2車線区間における安全対策を強化するよう要望いたします。

また、利用者の安全性・利便性の確保はもとより、安全かつ着実な廃炉の実現や、中間貯蔵施設への輸送体制を支えるとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック関連事業の誘致、イノベーション・コースト構想など浜通り地方全体の復興と地域の振興に大きく寄与する常磐自動車道の「いわき中央～岩沼間」の4車線化の早期整備を強く要望いたします。

(2) 一般国道6号・49号の整備促進について

本市は、双葉郡などから約2万4千人の避難者を受け入れ、また、除染・原発作業に従事されている方々が、推定約1万人滞在していることから、市域内の交通渋滞に拍車が掛かっており、復興を支える幹線道路の一日も早い整備が必要不可欠となっております。

つきましては、本市の主要な幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス、一般国道6号勿来バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道は、本県浜通り地方の復興再生を支え、地方創生にも寄与する極めて重要な幹線道路であるとともに、浜通り地方唯一の第3次救急医療機関に指定されている「いわき市立総合磐城共立病院」への「命の道」ともなりますので、さらなる予算の拡充並びに一日も早い整備促進が図られるよう要望いたします。

(3) 主要地方道いわき石川線の抜本的改良について

本路線は、いわき市常磐地区から古殿町を経由し、石川町に至る幹線道路であり、重要港湾小名浜港と福島空港を連結し、浜通りと中通りの物流を支えるとともに、地域間の交流・連携に欠くことができない、極めて重要な道路であります。

しかしながら、平成23年4月に発生した余震により、大規模な法面崩落が発生し、さらには、昨年4月の大雨により、本路線の田人町石住字才鉢地内で法面が崩落し、全面通行止めとなるなど、全面通行止めとなるような法面崩落が、たびたび発生している状況にあることから、災害に強く、安全で円滑な交通を確保するための、才鉢工区を含む未改良区間の抜本的改良を強く要望いたします。

(4) J R 常磐線全線の早期復旧及び特急列車の品川駅乗り入れ本数の維持・拡大、スピードアップ化について

J R 常磐線は現在、一部不通（竜田～原ノ町駅間、相馬～浜吉田駅間）となっており、国は今年 3 月に、J R 常磐線の全線開通に向けた見通し等を示したところですが、一部の区間においては、その具体的な時期が明確になっていない状況にあります。

現在、いわき～仙台間の交通機関につきましては、国道 6 号線や常磐道が全線開通になった一方で、鉄道交通に関しては、磐越東線及び東北新幹線を利用して迂回している状況にあるため、市民の金銭的・時間的負担が生じていること、また、東日本大震災からの早期の復興や東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉作業の加速化等に向けては、鉄道交通による輸送力の強化が重要となることから、J R 常磐線全線の早期復旧を強く要望いたします。

また、今年 3 月の上野東京ラインの開業により、J R 常磐線特急列車の利便性は大幅に向上したところでありますが、福島デスティネーションキャンペーンの成果を契機として、更なる観光・ビジネス等による交流人口の拡大を図るためには、アクセス性の向上や移動時間の短縮の効果が不可欠であると考えております。

つきましては、常磐線特急列車の品川駅乗り入れ本数について、現状の維持、さらには、全列車に対象を拡大していただくとともに、当該列車のスピードアップ化について特段の御配慮をお願いいたします。

10 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となるなど、本市における医師や医療従事者の不足は深刻な状況となっており、医療提供体制の再構築が急務となっております。

このような状況の中、福島県浜通り地域の復興を支えるため、双葉郡などからの約2万4千人の避難者や除染・廃炉作業員への医療も含め、安定的な二次及び三次救急医療体制を構築する必要があることから、いわき医療圏における地域医療の充実・強化に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 浜通りの中核病院としての役割を担う新病院建設事業について、人件費や建築資材の高騰により、事業費の更なる増加が見込まれる中で、未曾有の災害からの復興に取り組んでいる本市の実情、双葉郡からの避難者等の医療にも対応している状況、さらには病院建設の特殊性を踏まえた、地域医療再生基金の計画期間の延長と補助率の引上げなどの財政措置の充実を図ること。
- ② いわき市内の臨床研修指定病院において、新たに臨床研修を実施する研修医、並びにいわき市の医療機関での勤務を選択した医師に対する優遇措置の創設や、医師の地域偏在を解消するため、一定期間の勤務義務付けの導入など、実効性のある抜本的な医師確保対策を講じること。

